

桜宮高校再生への提案

昨年の12月23日に発生した桜宮高校の当時バスケットボール部キャプテンをつとめていた生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件に際しまして、大阪維新の会市議会議員団として、先ずは心よりご冥福をお祈り申し上げます。今後の調査によって学校内の詳しい状況が明らかになり、その実態に即した桜宮高校再生プランが教育委員会主導のもとに進められることとなります。この間大阪維新の会大阪市議会議員団としましても痛恨の想いから教育現場における体罰および暴力行為の撲滅を実現するための議論を重ねてまいりました。本議員団では今後このような痛ましい事件が二度と起こることの無いよう、教育委員会策定の再生プランが実効的に機能することを強く願い、その一助となるべく意見文書を作成致しました。本提案が多くの方の目に触れ、教育現場における体罰および暴力行為について社会の中で深く考える機会の一つとして活用されることを願い、維新の会大阪市議会議員団の総意としてホームページに掲載いたします。

「問題意識」

先般行われた教育委員会議の結果、桜宮高校の入試については、以下の対応が決定された。

- ①体育科・スポーツ健康科学科の募集人員 120人分を普通科に変更し、府内全域から募集する。
- ②入学試験については、国語(50点)数学(50点)英語(50点)運動能力(30点)運動技能(120点)とする。
- ③カリキュラムはスポーツに特色のあるカリキュラムとし、改革案の方向性に基づくものとする。
- ④平成26年度の学科のあり方については、改革プランの進捗状況に応じてあらためて検討する。

我々大阪維新の会大阪市議会議員団は、1月18日に行われた文教経済協議会において、①、②とほぼ同様の案を提示し、桜宮高校の抜本的な改革と、懸命に努力を重ねてきた受験生への配慮を両立させるように求めてきた。その議論を考慮した結果今回の決定になったものと考えられる。

しかしながら、体育科・スポーツ科学科の募集停止によって、在校生・受験生・保護者に与えた影響は大きなものがある。上から押し付ける改革・再生プランではなく、教員・保護者・生徒・教育委員会が徹底的に話し合い、どのような桜宮高校を目指すのかを突き詰めていくことが極めて大切である。

今後の桜宮高校の再生プランに対して、議員団としても当事者意識を持ち、協議を重ね、具体的かつ有効な対策を提案していくよう尽力していく所存である。

今回の事件では少なくとも4回もの発生阻止の機会がありながら、いずれも効果的な措置をとることができなかった。その背景には問題の外部化を嫌う教育組織の硬直化、公益通報システムへの対応の形骸化、ほかの教員に干渉しづらい教員社会の縦割り化、スポーツを進学の主要手段と捉えた価値観が支える勝利至上主義によって、暴力的な指導も黙認してしまった学校文化の存在があると認識する。

体罰や暴力行為を桜宮高校から将来に渡って永久に追放するためには、単なる制度変更ではなく、長い時間をかけた話し合いの末に校長・教員はもちろんのこと、在校生・卒業生・保護者なども含めた当事者たちが一体となって改革のプロセスを踏むことが何よりも大切だと認識する。また、万が一体罰事案が起ってしまった場合の対応もしっかりと定め、「隠蔽体質」から「改善へ向き合う体質」を生徒・保護者も含む学校現場全体に構築することが体罰を許さない学校運営を継続的に行っていくために不可欠であると考える。

一方で体罰防止・再発防止の取り組みは長期的な取り組みではあるものの、現在も桜宮高校に在籍す

る生徒たちへのケアや、通報窓口の強化などを含めた体罰から生徒を守る取り組みについては早急に具体的で有効な対応策を構築する必要がある。教育委員会や外部の専門家と連携を取りながら、早急な在校生のケアと将来的な体罰撲滅に向けた教育環境づくりを両輪で進めていくことが必要であると認識する。

以下、「学校の体質改善」「生徒へのケア」「教育委員会のガバナンスの見直し」の3つの項目について、提案を記す。

1 「学校の体質改善」

1-1 桜宮高校改革チームの立ち上げ

教育委員会から、コンプライアンスや学校改革で実績のある人物を派遣し、その人物を中心とした桜宮高校改革チームを立ち上げる。内部の教員をチームに入れることにより、現場に即した改革、自浄作用を喚起する改革を行っていく。

1-2 生徒・保護者の SOS を取りこぼさない仕組みづくり

学校問題相談専用メールアドレス等を用意し、生徒・保護者の SOS が確実に校長、教頭及び学校協議会委員に届く仕組みを作る。校長、教頭及び学校協議会委員は必ず連携して対応に当たり、教育委員会への報告を義務付ける事とする。

1-3 コーチング等の科学的な指導方法研修の定期実施

スポーツ指導における暴力的指導から抜け出すためには、最新の科学的なスポーツ指導スキルを教員が身につける必要がある。教育委員会が主体となって取り組む体育科及び部活動顧問への研修と、校長が主体となって取り組む継続的な校内研修を組み合わせることによって、スポーツ指導のあり方を抜本的に改革していく。

1-4 人事の刷新

管理職、体育科教員及び運動部活動顧問の刷新を早急に実施していく必要がある。外部人材を積極的に登用し、新しい桜宮高校の教育理念・学校経営計画の策定に早急に取り掛かることとする。また、教育委員会事務局についても管理責任を追及し、人事の刷新を図る。

2 生徒へのケア

2-1 在校生への心のケア

スクールカウンセラーを常駐させ、担任や顧問の教員と連携し心のケアにあたる。

2-2 24時間電話相談窓口の徹底周知・学校問題専門の電話相談窓口の設置の検討

こども相談センターが提供する 24 時間電話相談窓口の周知徹底を図り、生徒が早い段階で SOS を出せるように意識付けを図っていく。将来的には、学校問題専門の電話相談窓口の設置も検討に入れ、生徒の SOS を取りこぼさないセーフティーネットとして、適切に機能する相談窓口を構築していく。

2・3 全校生徒に対する暴力的指導から身を守るプログラムの提供

暴力的指導を受けたときに、どこに、どんなSOSをどうやって発信していいか分からなければ、逃げ場のない環境に追い込まれてしまう。相談窓口の整備とともに、適切な対処方法を身につけることによって、問題の芽が小さいうちに解決することを目指していく。

3 教育委員会のガバナンスの見直し

3・1 生徒への指導ガイドラインの策定

スポーツ指導と生活指導を区別し、それぞれの場面においてどのような指導やペナルティを生徒に与えることができるのか、基準を策定する。常習的に基準を逸脱する指導やペナルティを与える教員に対しては、校長・教頭・及び学校協議会が教育委員会に報告し、適切に指導、罰則を与えられるようにガイドラインを策定する。ガイドラインを策定することにより、生徒を守ることにもなり、同時に、行き過ぎた指導から教師を守ることにもつながる。

3・2 調査方法のガイドライン策定

情報提供受けてからの対処を裁量任せにせず、適切な処置がとれるようにガイドラインを策定する。その際、実施主体・責任の所在を明確にし、的確に調査が実施されるような仕組みが必要である。

3・3 隠蔽への罰則の強化

管理職からのヒアリング、教育委員会からのヒアリングに対して隠蔽を図った場合の罰則を定める。生徒・保護者から訴えがあった場合にも教育委員会への報告義務を課し、報告義務に違反した場合の罰則も定める必要がある。規定通りに報告を行なった案件に対しては、教育委員会が解決までのサポートを保証し、必要な人員や予算を提供する等して、学校と連携して解決を図る。

隠すよりも、報告したほうが学校にとってもいい結果になるという信頼関係を再構築していく必要がある。